

## 政治倫理条例・同施行規則・法令遵守条例 チャート

議員が次の政治倫理基準に反すると疑われるような行為をした。

政治倫理条例 第4条（政治倫理基準）

- (1) 市民全体の奉仕者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

市民は、政治倫理基準等に反する行為をした疑いを証する資料を添えて、議長に調査を請求。

調査請求書は、政治倫理条例施行規則の様式第5号によるもの。

議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付。

市長は、調査請求書及び添付資料の写しを政治倫理審査会（以下「審査会」）に速やかに提出し、調査を求める。

審査会は、調査の請求があった事案について調査。

- ① 審査会は公開とする。ただし、会議の内容が情報公開条例第7条各号（注）のいずれかに該当する情報を扱うものであると審査会が認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- ② 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる（議員に対して求めるときは、議長を経由してする）。

審査会は、調査を求められた日から90日以内に、その調査結果を市長に文書で報告。

市長は、その写しを議長に送付。審査会の報告に調査に協力しなかった等の指摘あったときは、その旨を速やかに公表。

議長は、報告があった日から7日以内に、その写しを請求者に送付。

市長は、次の①・②・③のいずれかをおこなう。

- ① 明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずる。その措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。その際、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者に公表の理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- ② 要望等が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合において必要があると認めるときは、法令遵守委員会に諮問。それをしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じる。
- ③ 不当要求行為があったと認められないときは、終了。

（注）第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（以上）